

業務委託の最低制限価格の算定に係る 端数調整方法の変更について（改正予告）

令和 6 年 1 2 月

山口県土木建築部

「山口県調査・設計等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領」を一部改正し、最低制限価格の算定に係る端数調整方法を変更することとしましたので、お知らせします。

○改正内容

最低制限価格の算定に係る端数調整方法の変更

（改正後）

① 1 0 0 万円以上の場合は 1 万円未満を切り上げ

② 1 0 0 万円未満の場合は千円未満を切り上げ

（現 行）

1 万円未満を切り上げ

○適用年月日

令和 7 年 2 月 1 日以降指名通知する案件から適用

○最低制限価格算定例

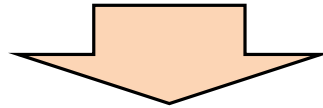
令和 7 年 2 月 1 日以降			
		（現行）	→ （改定後）
工区	最低制限価格 算出額 （端数調整前） ※小数点以下切捨て	最低制限価格 算定額 （端数調整後） ※1 万円未満切り上げ	最低制限価格 算定額 （端数調整後） ※1 万円未満又は千円未満切り上げ
1	1, 300, 296	1, 310, 000	1, 310, 000 算出額 100 万円以上 ※1 万円未満切り上げ
2	998, 541	1, 000, 000	999, 000 算出額 <u>100 万円未満</u>
3	805, 379	810, 000	806, 000 ※ <u>千円未満切り上げ</u>

※複合業務の算定例については次頁参照

○複合業務の算定例

(現行)

工 区	業務の 種類	最低制限価格 算出額※ ¹ (端数調整前) …① ※小数点以下切り捨て	算出額①(上下限値を 採用した場合はその金 額)の合計額 …②	最低制限価格 算定額 ②の金額を端数処理 ※1万円未満切り上げ
1	測量	838,307	2,511,629	2,520,000 ※1万円未満切り上げ
	設計	1,673,322		
2	測量	303,830	937,599	940,000 ※1万円未満切り上げ
	設計	633,769		



令和7年2月1日以降

(改正後)

工 区	業務の 種類	最低制限価格 算出額※ ¹ (端数調整前) …③ ※小数点以下切り捨て	算出額③(上下限値を 採用した場合はその金 額)の合計額 …④	最低制限価格 算定額 ④の金額を端数処理 ※2のとおり端数処理
1	測量	838,307	2,511,629 ※合計額が <u>100万円以上</u>	2,520,000 ※1万円未満切り上げ
	設計	1,673,322		
2	測量	303,830	937,599 ※合計額が <u>100万円未満</u>	938,000 ※ <u>千円未満切り上げ</u>
	設計	633,769		

※1 上下限額の判定は、業務の種類毎に①・③の端数調整前の算出額で実施

※2 ④の金額が 100 万円以上 → 1 万円未満切り上げ、100 万円未満 → 千円未満切り上げ

※改定後の要領は、山口県技術管理課のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>